

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福島県伊達市

公表日

令和7年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種に関する事務とは、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)その他関係法令に基づき行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務をいう。 伊達市は、予防接種に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の照会を行う。 (1) 予防接種の実施 (2) 予防接種を受けたことにより、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 (3) 予防接種の費用の徴収に関する事務 (4) 予防接種に関する記録の作成に関する事務 (5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等登録、管理、他市町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種実施後、接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付
③システムの名称	1. 保健システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
保健システム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表14の項、126の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、29の項、153の項、154の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【保健システムに関して・ワクチン接種記録システム(VRS)に関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策及び徹底したダブル、トリプルチェックの実施。	

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔 9 〕 従業者に対する教育・啓発

]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

自己点検・監査、従業者に対する教育・啓発等のリスク対策及び徹底したダブル、トリプルチェックの実施。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5.②所属長	健康推進課長 佐藤 高広	健康推進課長 伊藤 加与子	事後	人事異動のため
平成29年4月1日	I 8. 連絡先	電話番号 024-575-1148	電話番号 024-575-1116	事後	組織体制変更のため
平成29年8月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成27年9月10日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成29年8月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成27年9月10日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年8月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	I 4.②法令上の根拠	「別表第二における情報照会の根拠 別表第二の17、18、19の項	「別表第二における情報照会の根拠 別表第二の16の2、16の3、17、18、19の項	事後	番号法の精査による
平成30年9月1日	I 8.連絡先	郵便番号960-0692	郵便番号960-0634	事後	
令和1年6月26日	I 3.個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10の項	・番号法第9条第1項別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	根拠条項の追加
令和1年6月26日	I 4.②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 情報照会の根拠 別表第二の16の2、17、18、19の項	・番号法第19条第7号及び別表第二 情報照会の根拠 別表第二の16の2、17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報照会の根拠 第12条の2、12条の3、13条、13条の2	事後	根拠条項の追加
令和1年6月26日	I 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号 024-575-1116	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111	事後	
令和1年6月26日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	-	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式改正のため
令和1年9月18日	IVリスク対策	-	記載のとおり	事後	再確認に伴う記述内容変更のため
令和2年8月7日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和3年3月5日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種に関する事務とは、予防接種法(昭和23年法律第68号)その他関係法令に基づき行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務をいう。 伊達市は、予防接種に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の照会を行う。 (1) 予防接種の実施 (2) 予防接種を受けたことにより、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 (3) 予防接種の費用の徴収に関する事務 (4) 予防接種に関する記録の作成に関する事務	予防接種に関する事務とは、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第81号)その他関係法令に基づき行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務をいう。 伊達市は、予防接種に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の照会を行う。 (1) 予防接種の実施 (2) 予防接種を受けたことにより、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 (3) 予防接種の費用の徴収に関する事務 (4) 予防接種に関する記録の作成に関する事務 (5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	
令和3年3月5日	I 関連情報3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	・番号法第9条第1項別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	事後	
令和3年3月5日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 情報提供の根拠 16の2 情報照会の根拠 17、18、19の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第12条の2 情報照会の根拠 第12条の3、13条、13条の2	・番号法第19条第7号及び別表第二 情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項 情報照会の根拠 16の2、17、18、19の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 情報照会の根拠 第12条の2、 第12条の3、13条、13条の2、第59条の2	事後	
令和3年3月5日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年3月5日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月10日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	予防接種に関する事務とは、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第81号)その他関係法令に基づき行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務をいう。 伊達市は、予防接種に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の照会を行う。 (1) 予防接種の実施 (2) 予防接種を受けたことにより、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 (3) 予防接種の費用の徴収に関する事務 (4) 予防接種に関する記録の作成に関する事務 (5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	予防接種に関する事務とは、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第81号)その他関係法令に基づき行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務をいう。 伊達市は、予防接種に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の照会を行う。 (1) 予防接種の実施 (2) 予防接種を受けたことにより、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 (3) 予防接種の費用の徴収に関する事務 (4) 予防接種に関する記録の作成に関する事務 (5) 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等登録、管理、他市町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種実施後、接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1. 保健システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 保健システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2	・番号法第9条第1項別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・番号法第19条第7号及び別表第二 情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項 情報照会の根拠 16の2、17、18、19の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 情報照会の根拠 第12条の2、第12条の3、13条、13条の2、第59条の2	・番号法第19条第8号及び別表第二 情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項 情報照会の根拠 16の2、17、18、19の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 情報照会の根拠 第12条の2、第12条の3、13条、13条の2、第59条の2	事後	
令和4年3月10日	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康推進課	健康福祉部 健康推進課 健康福祉部 新型コロナウイルス対策課	事後	
令和4年3月10日	I 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111 【ワクチン接種記録システム(VRS)に関して】 伊達市役所健康福祉部新型コロナウイルス対策課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-572-6456	事後	
令和4年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月5日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	
令和5年3月10日	I 8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1111 【ワクチン接種記録システム(VRS)に関して】 伊達市役所健康福祉部新型コロナウイルス対策課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-572-6456	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159 【ワクチン接種記録システム(VRS)に関して】 伊達市役所健康福祉部新型コロナウイルス対策課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-572-6456	事後	
令和5年3月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種に関する事務とは、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第81号)その他関係法令に基づき行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務をいう。 伊達市は、予防接種に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の照会を行う。 (1) 予防接種の実施 (2) 予防接種を受けたことにより、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 (3) 予防接種の費用の徴収に関する事務 (4) 予防接種に関する記録の作成に関する事務 (5) 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等登録、管理、他市町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種実施後、接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	予防接種に関する事務とは、予防接種法(昭和23年法律第68号)及び新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)その他関係法令に基づき行う予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務をいう。 伊達市は、予防接種に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の照会を行う。 (1) 予防接種の実施 (2) 予防接種を受けたことにより、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合に、健康被害救済の給付を行う事務 (3) 予防接種の費用の徴収に関する事務 (4) 予防接種に関する記録の作成に関する事務 (5) 新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 ・予防接種の実施後に接種記録等登録、管理、他市町村へ接種記録の照会・提供 ・予防接種実施後、接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付	事後	再確認に伴う訂正
令和7年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の10の項、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・番号法第9条第1項別表14の項、126の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 情報提供の根拠 16の2、16の3、115の2の項 情報照会の根拠 16の2、17、18、19の項、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 情報提供の根拠 第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 情報照会の根拠 第12条の2、第12条の3、13条、13条の2、第59条の2	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、26の項、28の項、29の項、153の項、154の項 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 5. 部署	健康福祉部 健康推進課 健康福祉部 新型コロナウイルス対策課	健康福祉部 健康推進課	事後	
令和7年3月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	【保健システムに関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159 【ワクチン接種記録システム(VRS)に関して】 伊達市役所健康福祉部新型コロナウイルス対策課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-572-6456	【保健システムに関して及びワクチン接種記録システム(VRS)に関して】 伊達市役所健康福祉部健康推進課 郵便番号960-0634 福島県伊達市保原町大泉字大地内100番地 電話番号 024-575-1116 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号 024-575-1159		
令和7年3月1日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	